

明治日本における更生保護思想の検討

— 『大日本監獄協会雑誌』 を用いて —

○ 専修大学大学院 江連 崇 (8331)

キーワード：出獄人保護、社会内処遇、歴史

1. 研究目的

今日、犯罪社会学や刑事政策、司法福祉の分野では刑務所と福祉施設が連携の必要性が言われており、更生保護においてもその枠組みを再検討する必要があると考えられる。

日本における更生保護の草創期でもある、明治期には、監獄関係者が監獄内における囚人（被収容者）の処遇を、出獄後を見据えながら検討していることが多い。本研究では、今日の更生保護の枠組みの再検討の一環として、当時の監獄関係者が様々な論考を記載している『大日本監獄協会雑誌』上における当時の監獄関係者の更生保護思想を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、日本における更生保護事業の草創期である明治時代の更生保護思想を、1888（明治21）年から1898（明治31）年まで刊行され、当時の監獄関係者の論考が多数記載されている『大日本監獄協会雑誌』を用いて明らかにする。また当時の監獄関係者が（元）囚人の出獄後どのように支援していこうと考えていたのかを検討する。

本誌は大日本監獄協会の機関紙であり、会の目的には「出獄人保護事業を奨励する事」があり、監獄内や出獄後に関する論考や欧米諸国の監獄論、出獄保護論などの紹介などを様々な監獄関係者が行っている。そのため更生保護が体系化されつつあった明治期においてどのような議論がおこなわれていたのかを検討するには適切と考える。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会の研究倫理指針に従い、引用の際などは細心の注意を払った。

4. 研究結果

宇川盛三郎は「出獄保護場を設置するの必要」で出獄人を再犯防止の観点から「是れは壯健の貧民に属すべきなれとも其の履歴上よりして特別の救助を施さざるべからざるなり即ち教育を与へ教誨を施し特に授産の道を与へ且つ其の取締りを厳にするの必要あり」（第3号）としており出獄人保護の必要性を主張している。

17号、18号には「出獄人授業所規則私案」として久野三吾が「身を立て難き所の刑余の者に生業を授与し以て一般の良民に復せしめ併て再犯を予防するを目的」とした授業所

の規則案を提示した。その中の第9条では「所長は其管内に於て常に多くの人を使用する所の製造者商人及び豪農の中より五名を撰み出獄人授業委員を囑託す可し」、第10条で「委員は所長と共に就業人をして一般の良民に復せしむるの便宜を計画するを以て其任とす」など出獄者就業を意識した委員構成となっている。その他、この「出獄人授業所規則試案」は就業人の入退規定や賞与懲戒など細部にわたり規定がなされている。

また佐野尚は、「犯罪人を處刑し其心の改良を為し遂けたるときは国民たるものは其出獄後之を引受け、救助させるへからず」（第34号）という考えを紹介し、また「社会と出獄人とを和解」させるために「善男善如相集りて会社を構成し出獄人の保護を全ふするに於ては即ち之を社会と受刑人とを和解せしむる」（第34号）として出獄人保護会社の社会内での位置づけを述べている。

その他、本雑誌は海外の出獄人保護事業の紹介もおこなっており、監獄学の権威でもあるワインズの論考を翻訳し、イギリス、アメリカ、イタリアなどの事業を紹介も行っており、「監獄のための協会」であるにも関わらず、それらの論考は監獄外も積極的に論じていた。

5. 考察

『大日本監獄協会雑誌』に記載されている論考での出獄人保護の目的としては、再犯予防を挙げており、特にその方法として、就業支援などを中心的な事業としている。これは、まず社会安寧の維持を第一に考えていたと言える。

しかし、中には、休業日に教誨などで精神的なケアを行うように、出獄者個人に対する援助を意識しているような論考も見受けられる。また、出獄者が社会に受け入れられるように支援を行うことは、国民の義務であり、出獄人保護は、必要な社会的な活動と捉える必要性を主張するものもあった。

先述したように今日、刑務所と福祉施設の連携を深めて、出所者の支援を進めていくことの必要性が挙げられているが、その点でいえば、『大日本監獄協会雑誌』上における出獄人保護事業関係の議論は、収容者の更生を監獄と地域の一連の流れの中で捉えていることが多い。

今回検討した『大日本監獄協会雑誌』上における出獄人保護関係の論考は更生保護の枠組みの再検討、「施設内処遇」と「社会内処遇」の連携を考える際に重要な手がかりになると考える。